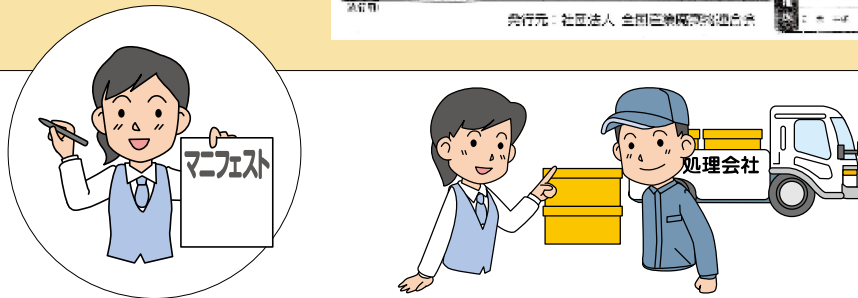
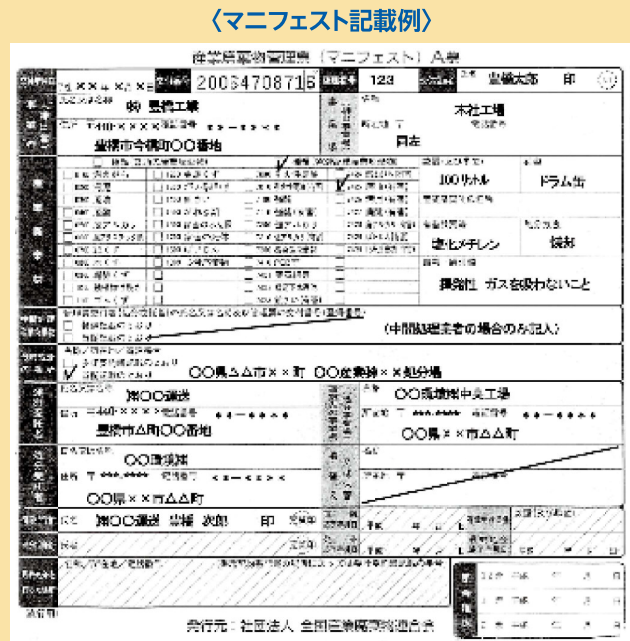


③ 産業廃棄物引き渡し時に manifests を交付すること

廃棄物を処理業者に引き渡す際には、manifests に必要事項を記入して、交付しなければなりません。交付した manifests の写しは、**5年間の保存が必要**です。

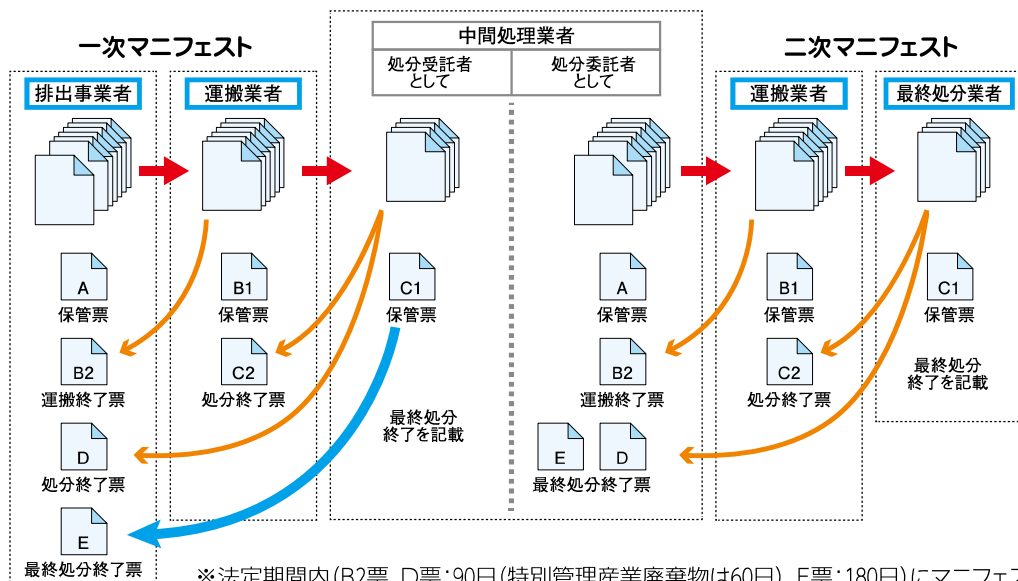
なお、電子 manifests 制度を活用することもできます。

※ただし、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、クズ鉄など)を扱う事業者、再生利用の指定を受けた事業者などに委託する場合は manifests の交付が不要になる場合もあります。



〈manifests 制度〉

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、廃棄物の種類、数量、性状、収集運搬業者名、処理業者名、取扱上の注意事項等を記載した産業廃棄物管理票(manifests)を積荷とともに流通させることにより、廃棄物の流れや処理方法を自ら把握・管理するシステムです。



※法定期間内(B2票、D票:90日(特別管理産業廃棄物は60日)、E票:180日)に manifests の返送がない場合は、市長(廃棄物対策課)への報告が必要です。

排出事業者による産業廃棄物の保管・取扱いについて

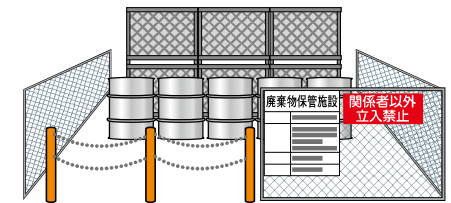
処理業者に産業廃棄物を引渡す間は、保管基準に従い適正に保管してください。

1) (特別管理) 産業廃棄物の梱包

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出、悪臭が漏れないように、梱包を行ってください。
- (2) 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。
 - イ 感染性産業廃棄物は、必ず密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包してください。
 - ロ 廃石綿等は、大気中に飛散しないよう、あらかじめ散水等による湿潤化を行い、耐水性の材料で二重に梱包してください。
 - ハ 廃油は、揮発しないようドラム缶等の密閉容器に入れてください。

2) (特別管理) 産業廃棄物の保管

- (1) 産業廃棄物等が事業場から排出されるまでの間、分別した廃棄物ごとに保管を行ってください。
 - イ 関係者以外がみだりに立ち入ることができないよう、保管の場所の周囲に囲いを設けてください。(囲いは地上から1.8m以上の高さで、廃棄物の荷重、風圧力、地震力等に対し、構造耐力上安全なもの)
 - ロ 保管の場所に掲示板を設置してください。
 - ハ 積上げ高さの制限(屋外で容器に入れずに保管する場合)



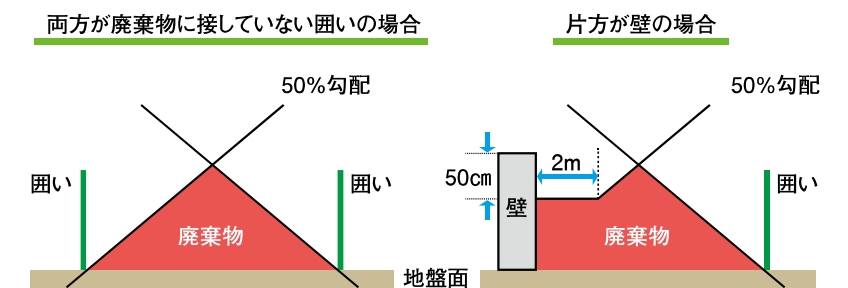
① 廃棄物が囲いに接しない場合	囲いの下端から勾配50%以下
② 廃棄物が囲いに接する場合	囲いの内側2m以内は、囲いの高さより50cm以下 囲いより2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

- ニ 廃棄物が、飛散・流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないようにしてください。
- ホ ねずみが生息し、蚊・はえ等の害虫が発生しないようにしてください。

掲示板の例

産業廃棄物保管施設	
廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者名称、連絡先	豊橋市今橋町△番地 豊橋△工業株式会社 代表取締役 豊橋太郎 TEL 0532-△△△△△△
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

保管高さ上限の算定



- (2) 特別管理産業廃棄物は、次の事項についても必要な措置を講じてください。
 - イ 保管に当たっては、その他の物と混合するおそれのないように、仕切り等を設けてください。
 - ロ 廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じてください。
 - ① 廃油は、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにしてください。
 - ② 腐敗するおそれのあるものは、容器に密封する等、腐敗防止に努めてください。

3) 特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、事故防止・適正処理のため、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任してください。特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格・学歴及び実務経験が必要となります。